

令和7年度

東北農政局管内国営事業総合技術支援業務

特 別 仕 様 書

東北農政局土地改良技術事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

東北農政局管内国営事業総合技術支援業務の見積にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この見積仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、東北農政局管内の国営事業地区が抱える技術的課題について、外部技術者の視点や技術力等を活用しながら即応的・機動的に課題の解決を図り、事業の適切かつ円滑な推進に寄与するとともに、農政局技術者の一層の技術力向上に資することを目的とする。

(場所)

第1-3条

業務位置は、国営能代二期地区の素波里ダム取水塔(秋田県山本郡藤里町)及び国営十三湖地区の芦野頭首工(青森県つがる市)で別紙-1位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	農業工学関係、その他
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録は、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－8条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(貸与資料)

第2－1条

貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 令和6年度 東北農政局管内国営事業総合技術支援業務報告書
- (2) 平成25年度 能代地区素波里ダム取水塔ほか耐震性能照査業務報告書
- (3) 平成29年度 能代地区素波里頭首工他機能診断調査業務報告書
- (4) 令和4年度 能代二期地区概略施設整備構想策定調査業務報告書
- (5) 平成29年度～令和3年度 芦野頭首工ゲート設備建設工事完成図書
- (6) 芦野頭首工 管理規程
- (7) 岩木川水系岩木川等における水利使用(変更)に関する河川法第23条、第24条及び第26条1項に係る同法第95条の協議図書

(貸与資料の取扱い)

第2－2条

第2－1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料に追加が生じた場合は、監督職員と協議する。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－2の作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 国営能代二期地区（素波里ダム取水塔） 素波里ダム取水塔の耐震補強工事における施工計画（仮設計画）策 定で留意すべき事項と対応案の検討	1 式	
2. 国営十三湖地区（芦野頭首工） 芦野頭首工のゲート設備を操作・管理するための管理委託者向け の管理マニュアル作成に当たり、留意すべき事項と対応案の検討	1 式	
3. 合同委員会の設営・とりまとめ	1 式	
4. 点検・とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第3－2条

本業務における作業は次の事項に留意するものとする。

- （1） 外部技術者派遣（1回目及び2回目）の検討結果の整理資料及び合同委員会資料の作成に当たっては、事前に監督職員と打合せのうえ作成するものとする。
- （2） 第2－1条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3） 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図らなければならない。

番号	業 務 名	業務期間
1	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 能代二期地区素波里ダム取水塔等耐震性能照査その他調査業務（仮称）	R 7. 5～R 8. 2
2	令和7年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工管理マニュアル作成他業務（仮称）	R 7. 6～R 8. 2

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 Web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1） 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

なお、業務確認会議は、初回打合せと合わせ Web 会議システムにより実施する。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
 - ・業務計画の妥当性
 - ・スケジュール
 - ・その他

- 2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
- (2) 業務確認会議において確認した事項については、発注者が打合せ記録簿に記録し、受注者と相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：作業着手前の段階
第2回：現地調査終了段階
第3回：外部技術者派遣段階
第4回：合同委員会の前段階
最終回：報告書原稿作成段階

打合せ結果については、その都度受注者が「業務打合せ記録簿」を作成し、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD－R等）正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD－R等）により別途1部提出するものとする。
- (2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。
- (3) 配布用報告書製本40部

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市宮城野区幸町3－14－1
東北農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

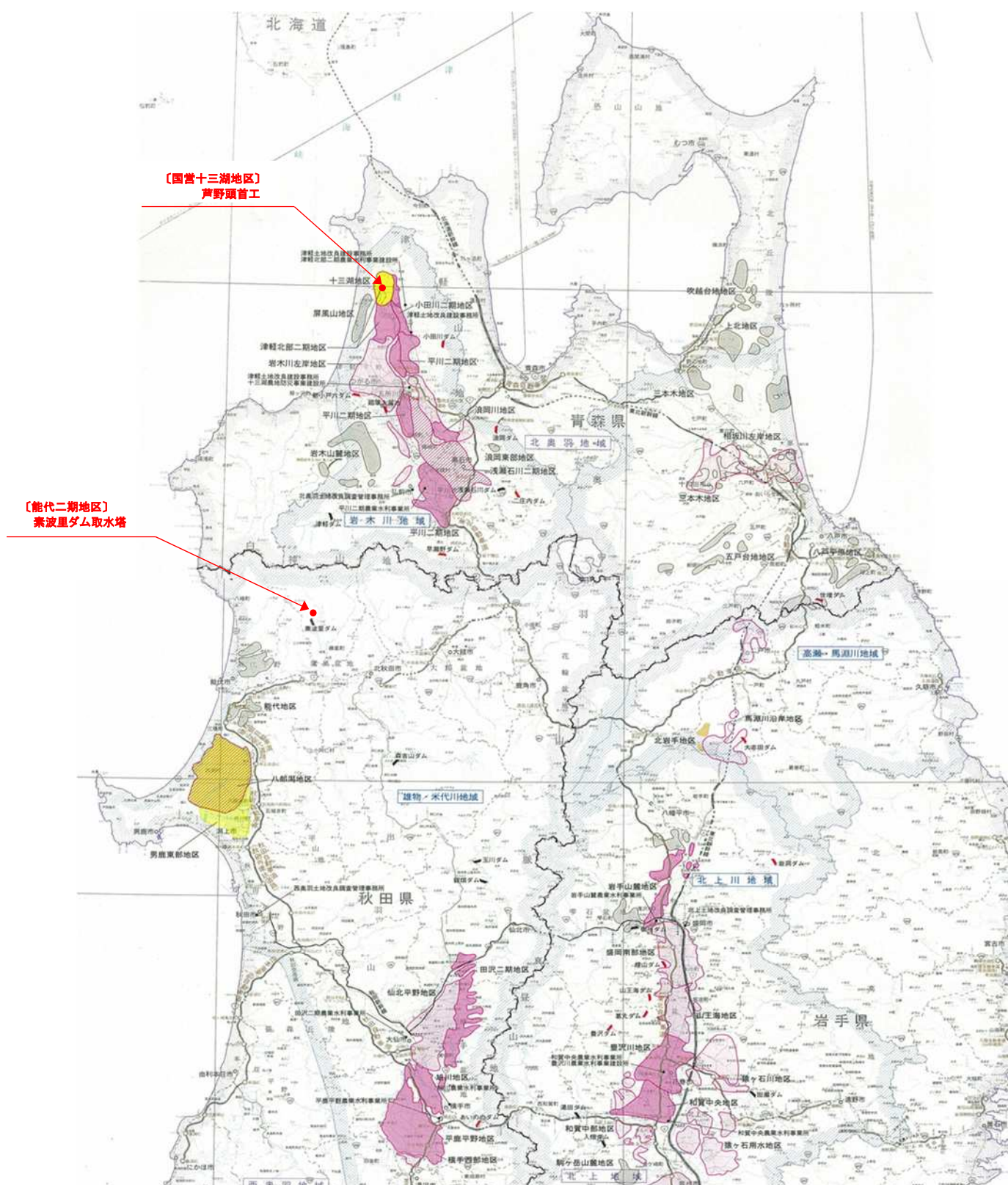
- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この見積仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙－２ 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 国営能代二期地区	(素波里ダム取水塔) 素波里ダム取水塔の耐震補強工事における施工計画（仮設計画）策定に当たり、留意すべき事項と対応案を検討する。	
1-1 外部技術者の選定	地区の検討内容を把握した上で、対象となる工事に知見を有する外部技術者を対象施設毎に2名選定する。 なお、外部技術者は受注者が提案する候補者を基に発注者と協議の上決定する。	○
1-2 現地調査	業務遂行に必要な現地調査を行う。	○
1-3 検討内容の整理・課題の確認	貸与資料等から、施工計画（仮設計画）で留意すべき事項と対応案について整理を行い、課題の確認を行う。	○
1-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）	外部技術者（2名）及び受注者は、事業所発注業務の打合せ（9月、11月の2回を予定）に出席し、設計業務受注者から提案された施工計画及び仮設計画（案）に対して指導・助言を行う。	○
1-5 留意すべき事項と対応案の検討・整理（内業）	受注者は、外部技術者が1-4で事業所発注業務の打合せ（9月、11月の2回を予定）に出席し、指導・助言を行った検討結果を整理する。	○
2. 国営十三湖地区	(芦野頭首工) 芦野頭首工のゲート設備を操作・管理するための管理委託者向けの管理マニュアル作成に当たり、留意すべき事項と対応案を検討する。	
2-1 外部技術者の選定	地区の検討内容を把握した上で、対象となる工事に知見を有する外部技術者を対象施設毎に2名選定する。 なお、外部技術者は受注者が提案する候補者を基に発注者と協議の上決定する。	○
2-2 現地調査	業務遂行に必要な現地調査を行う。	○
2-3 検討内容の整理・課題の確認	貸与資料等から、管理マニュアル作成で留意すべき事項と対応案について整理を行い、課題の確認を行う。	○
2-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）	外部技術者（2名）及び受注者は、事業所発注業務の打合せ（10月、12月の2回を予定）に出席し、設計業務受注者から提案された施工計画及び仮設計画（案）に対して指導・助言を行う。	○

作業項目	作業内容	作業 実施欄
2-5 留意すべき事項と対応案の検討・整理（内業）	受注者は、外部技術者が2-4で事業所発注業務の打合せ（10月、12月の2回を予定）に出席し、指導・助言を行った検討結果を整理する。	○
3. 合同委員会の設営・とりまとめ	1. 各地区の検討結果について、総合的な検討・評価を行うため、各地区外部技術者と関係事業所等による合同委員会の開催・運営を行う。 2. 合同委員会には委員長として学識経験者1名を選定する。なお、委員長は受注者が提案する候補者を基に発注者との協議のうえ、決定する。 3. 受注者は、委員長現地調査（能代二期地区：素波里ダム取水塔、十三湖地区：芦野頭首工）のスケジュール・行程等の調整及び現地立会を行うものとする。 4. 合同委員会は、Web 会議システムを使用して0.5日とし、これに係る関係者（委員、事業所等、発注者）のスケジュール・行程等の調整及び委員会の進行を行う。 5. 受注者は、各地区における課題や検討内容についてとりまとめ、合同委員会資料を作成し報告する。 6. 合同委員会検討結果をとりまとめる。（議事要旨、議事録、検討結果とりまとめ）	○
4. 点検・とりまとめ	各作業における成果物について点検・とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	○